

仕 様 書

名 称	オープン券（航空券）宮古／石垣⇄沖縄県内各空港
作成年月日	令和7年12月2日
作成部隊	第7高射特科群

1 適用範囲

本仕様書は、第7高射特科群が計画する教育訓練等に伴う沖縄県内の各空港間の定期航空機（便）によりオープン券を使用した人員輸送について適用する。

2 用語の定義

(1) 教育訓練等

第7高射特科群が計画・実施するすべての事業をいう。

(2) 定期航空機（便）

航空会社が運行区間、発着の曜日及び時刻を定めて運航する航空機（便）をいう。

(3) オープン券

沖縄県内各空港間に就航するすべての定期航空機（便）に搭乗可能な予約券等のことをいう。

(4) 受諾手荷物

搭乗者が携行する訓練に必要な物品及び装備品（法令等により航空機での輸送可能な範囲内の武器、弾薬を含む。）をいう。

3 オープン券の要件

(1) 使用対象期間

発行から使用終了までの間を基準とし、細部は官側と業者側の協議によるものとする。

(2) 使用対象区間

ア 宮古空港（下地島空港含む。）または石垣空港と沖縄県内各空港の間

イ 上記ア項の区間を基準とし、予約当時の運行等を踏まえ、細部は官側と業者側の協議によるものとする。

(3) 使用対象便

適用範囲で示された空港間を使用対象期間内に J A L 又は A N A (J A L 又は A N A が就航していない航路は、就航している航空会社とする。) のうち官側が指定する定期航空機 (便) に使用できるものとし、便の予約及び変更は下記の通り対応可能なものとする。

但し、残席不足 (満席を含む。) により、官側の指定する座席の確保が困難な場合は、協議に応じるものとする。

ア 予 約

出発当日 (土・日・祝日含む。) までの予約に対応可能であること。

イ 変 更 (取消は除く。)

搭乗便の出発時刻までの変更の際し、追加料金なしで対応可能であること。

ウ 航空会社との契約状況

J A L、J T A、R A C、A N A、S N A、S K Y と代理店契約しており、自社発券が可能でかつ不測の事態など緊急案件に対し席の確保や情報交換等の各航空会社との調整が可能であること。

(4) オープン券 1 枚に含まれる料金

ア 1 名の 1 区間 (最終目的地まで乗り継ぎがある場合含む。) の航空運賃及びその 1 名が携行する受諾手荷物 1 コの料金

イ 官側が指定する定期航空機 (便) の予約及び既已取得した便を変更する場合に発生する各種手数料

(5) 取消 (払戻) により発生する料金は、別途協議するものとする。

但し、既已取得済みの航空券の変更に係る取消料は、前号イ項に含まれるものとする。

(6) 1 名が携行する受託手荷物の重量超過及び荷物数の超過時に発生する料金は、別途協議により、オープン券による支払いが可能とする。

4 業務要領

(1) 航空券の取得依頼

ア 官側は業者側に搭乗に必要な情報 (搭乗日、搭乗便及び搭乗者の情報) をメールにより送信することを基本とし、航空券の取得を依頼する。

但し、緊急の場合は、電話等のその他の手段により搭乗に必要な情報を伝達したうえで航空券の取得を依頼できるものとする。

イ 既に取得した航空券に変更または取消が発生した場合又は悪天候等により欠航となった場合は、その旨を速やかに連絡するとともに、官側から業者側に代替便の取得もしくは、既に取得した航空券の取消について依頼する。

(2) 航空券の取得

業者側は、官側の依頼を受けたならば、速やかに航空券を取得し、航空券のデータを官側にメールにより送信することを基本とする。

(3) オープン券の管理

官側及び業者側の双方により、オープン券の使用状況を管理し、1か月分の使用数を取りまとめ、毎月、双方による確認を実施する。

5 統制事項

(1) 情報保全

本輸送に関して知り得た情報については、流出防止を徹底すること。

(2) 連絡態勢の確保

本輸送における業務担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けられる態勢を確保するとともに、担当者不在の場合は必ず代行者を指定するものとする。

6 その他

本仕様書に記載のない事項は、官側と業者側の協議によるものとする。